

事業契約書(案) 新旧対照表

No	契約書	契約約款	別紙	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1		○		34	10		71	4	(2)	ア	市による契約の終了	事業者は、市に対し、維持管理及び運營業務の当該事業年度のサービスの対価の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。	事業者は、市に対し、維持管理及び運營業務の当該事業年度のサービスの対価の金額(消費税等相当額を含む。)の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。